平成２２年（フ）第１４１４５号
神奈川県大和市下鶴間3853―６―207
債務者　藤井　政治
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１４６号
神奈川県大和市下鶴間3853―６―207
債務者　藤井　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１４９号
東京都中野区上鷺宮４丁目13―18―404
債務者　渡邉　玲子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１５０号
東京都練馬区大泉学園町３丁目18―14―107
債務者　中西　弥生
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１５９号
東京都板橋区成増１丁目35―25―105
債務者　星　　弘樹
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１６２号
神奈川県秦野市鶴巻1677―23
債務者　白石　秀紀
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１６３号
東京都足立区西新井５丁目14―13―103
債務者　小澤その子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１６８号
東京都中野区南台２丁目40―13―102、住民票上の住所東京都中野区弥生町４丁目９―３―103
債務者　福山　勝昭
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７８号
岡山市北区厚生町２丁目13番12―506号
債務者　佐藤　敬子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９８号
東京都青梅市東青梅５丁目23番地の５ヴィラ・アカンシェル401
債務者　森本　晃義
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０１９号
東京都練馬区上石神井４丁目７番６号上石神井ハイツ202号室
債務者　岩田　泰徳
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０２２号
東京都八王子市別所２丁目３番地10―104
債務者　近藤　雅之
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０３７号
東京都江戸川区中葛西５丁目12番４号庄司ビル205
債務者　木村　安孝
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０６２号
東京都豊島区北大塚２丁目19番２号シェーヌ大塚205号
債務者　鈴木　伸明
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６０号
静岡県富士市大淵3531番地の３　小林方、前住所静岡県富士宮市北町18番29号　タウンハウス美里Ｃ201号
債務者　藤澤　　昇
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部